

## 病気の子どもを一時的に預かります 病児保育のご案内



子どもが病気の時に、保護者が仕事などの理由で家庭で保育できない場合、一時的に預かります。  
 ※連続の利用は原則7日以内  
**①**0歳～小学6年生までの病気の子ども **②**平日＝午前8時～午後6時、土曜日＝午前8時～午後2時  
 ※日曜日、祝日、お盆、年末年始は利用不可 **③**すこやかルーム(うめだ小児科/☎245-5691)、わかば病児保育所(昭和病院/☎233-0548)、おひさまキッズハウス(青葉こどもクリニック/☎256-2865)、病児保育室ここいえ(かねはら小児科/☎250-9876)  
**④**料▷市民税課税世帯…2,000円/日 ▷市民税非課税世帯・生活保護世帯…1,000円/日 **⑤**事前に登録申請書の提出を。※利用の時は、病児・病後児保育指示書(病院での診察の際にもらってください)が必要  
**⑥**こども家庭課(☎231-1353)

### ひとり親家庭の親の資格取得を支援します

ひとり親家庭の父、母で就職に有利な資格取得のために修業機関で修業する方が、生活状況・所得児童扶養手当を受給できる程度の所得・修業先など一定の条件を満たした場合、給付金が受けられる場合があります。子育てをしながらの就労や修業に不安を感じている方、一度相談に来ませんか。(要予約/申請には事前面談が必要)  
**⑦**市内在住の母子家庭の母か父子家庭の父で、看護師や介護福祉士など就職に有利な資格の取得を目指す方



### 指している方 ⑧こども家庭課(☎231-1358)

### 母子父子寡婦福祉資金の貸付について

進学に係る費用や就職の準備金など、必要な資金の貸付制度です。申請から貸し付けまで最長2カ月かかりますので、早めに相談を。※貸し付けには一定の条件あり  
**⑨**申請後の審査により、貸付金額の減額や、貸し付けができない場合があります  
**⑩**市内在住の母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦、父母のいない児童 ※現在の収入で必要な経費を賄える場合は対象外 **⑪**▽申請期



限り毎月10日 ※申請前に事前面談が必要(要予約) ※受け付け日 午前9時～午後4時  
**⑫**こども家庭課(☎231-1358)

### ご存知ですか ブックスタート

「ブックスタート」とは絵本を介して赤ちゃん周りの大人が心安らぐ楽しい語り合いのひとときを持つことを応援する運動です。絵本は1歳6カ月児健康診査の会場で読み聞かせを行い、お渡しします。  
**⑬**母子健康手帳 **⑭**こども家庭課(☎231-1353)



## 福祉・医療

### 高齢者の障害者控除対象者認定書を交付します

所得税法・地方税法上の障害者控除対象者であることの認定書を交付します。確定申告の際の添付資料として使用できます。  
**⑮**平成29年12月31日現在、精神や身体に障害があり、身体障害者手帳などを持っていない65歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けている方や寝たきりの方で、基準に該当する方 **⑯**介護保

### 生活・福祉の総合相談窓口

「どうしよう」を相談しよう!

仕事や就職活動、借金、滞納、子どもの入学費用準備など、あなたの生活・福祉に関する悩み、困り事の解決を支援します。  
 ※家族や身近な方からもご相談いただけます

相談無料、秘密厳守

☎平日午前9時～午後5時

社会福祉法人下関市社会福祉協議会  
**【本所】**☎232-2003(貴船町)  
**【菊川支所】**☎287-0126(下岡枝)  
**【豊田支所】**☎766-0641(矢田)  
**【豊浦支所】**☎774-1122(川棚)  
**【豊北支所】**☎782-1745(滝部)

### 緊急通報装置の設置

簡単な操作で通報できる緊急通報装置を設置し、緊急時の迅速な対応を可能にします。  
**⑰**65歳以上の一人暮らし高齢者の方、高齢者のみの世帯の方、一人暮らしの重度身体障害者の方などで、次のすべての要件を満たす方  
 ▽市内に居住し、在宅で生活している  
 ▽心筋梗塞、脳出血などの既往症などにより、緊急時の対応が必要であると認められる **⑱**利用者負担  
 ▽住民税課税世帯 月額540円  
 ▽住民税非課税世帯 無料  
**⑲**長寿支援課(☎231-1340)



## 保険・年金

### 各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

### 被用者保険被扶養者の国保加入

これまで被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療に移行する場合、その方の被扶養者であった方は、他の被用者保険の被保険者や被扶養者にならない限り、国民健康保険に加入しなければなりません。  
 資格喪失後14日以内に、資格喪失証明書と印鑑、個人番号カードか通知カード、本人確認できるもの(運転免許証など)を持って、保